様式第 15 の３（第 68 条の９関係）

登録少額包括信用購入あつせん業者登録申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

登録少額包括信用購入あつせん業者の登録を受けたいので、割賦販売法第 35 条の２の９第１項の規定により、同条第２項に規定する書類を添えて申請します。

１　名称
２　本店の所在地及び電話番号
３　その他の営業所（外国法人にあつては、国内における主たる営業所その他の営業所）の名称及び所在地
４　割賦販売法施行規則第 68 条の 10 第１号に規定する要件を満たすものとして割賦販売法第 35 条の２の３第１項の登録を受ける場合にあつては、当該登録を受けようとする者及びその親会社全体の純資産比率
５　割賦販売法施行規則第 68 条の 10 第２号又は第３号に規定する要件を満たすものとして割賦販売法第 35 条の２の３第１項の登録を受ける場合にあつては、当該登録を受けようとする者の純資産額
６　役員の氏名
７　利用者支払可能見込額の算定の方法
８　延滞率に関する事項
９　利用者支払可能見込額の算定を行う体制
10　協会加入の有無　　有（会員番号：　　）　無

（備考）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　名称にはふりがなを付すこと。

3　「純資産比率」の欄には、割賦販売法施行令第６条に基づき割賦販売法第35 条の２の３第１項の登録を受けようとする者及びその親会社の資産の合計額から負債の合計額を控除した額（全体の純資産額）を計算し、「全体の純資産額÷全体の資本金又は出資の額」に 100 を乗じた数値を記載すること。

4　「純資産額」の欄には、割賦販売法施行令第６条に基づき資産の合計額から負債の合計額を控除した額（純資産額）を計算した数値を記載すること。

5　「役員の氏名」の欄には、割賦販売法第 35 条の２の９第１項第３号に規定する役員に該当する者を全て記載すること。

6　「利用者支払可能見込額の算定の方法」の欄には、当該方法の概要及び当該方法に基づく利用者支払可能見込額の具体的算定例を記載すること。

7　「延滞率に関する事項」の欄には、この命令に基づいて指定信用情報機関が算定する延滞率を踏まえ、登録を取得することが見込まれる日を含む事業年度の想定延滞率及びその理由を記載すること。

8　「利用者支払可能見込額の算定を行う体制」の欄には、社内規則等や組織図を踏まえ、当該体制の概要を記載すること。

9　「協会加入の有無」の欄には、認定割賦販売協会への加入につき、該当するものに○印を付け、「有」の場合は併せて会員番号を記載すること。

登録免許税領収書添付欄